

# ドイツにおける考古学遺産の保存と活用

## -ヨーロッパにおける遺跡の保存と活用の事例(1)-

井上 敏\*・二神 葉子

### 1. はじめに

1950(昭和25)年に制定された日本の文化財保護法ではその目的を文化財の「保存」と「活用」としている。しかし、第二次世界大戦直後の日本には遺跡の活用に資金を割く経済的余裕もなく、その後の高度経済成長期には開発のスピードと規模の大きさによって、開発との調整や緊急調査の実施による記録保存に重点を置かざるを得なかった。そのため、遺跡保護は遺跡保存と同義であり、活用は一部の例を除いて十分ではなかった。

しかし、高度経済成長期における自然環境や遺跡の大規模な破壊によって、国民の環境への関心は高まった。そのため、現在では遺跡を保存し、活用することによって文化的な環境を積極的に整備していく方向に変化している。

ところで、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センターでは、各国の文化財保護制度に関する調査研究の一環として、2002年1月から2月にかけて、ドイツのノルトラインヴェストファーレン州(Land Nordrhein-Westfalen)およびヘッセン州(Land Hessen)の文化財保護に関する制度と制度の運用の実例について、担当者への聞き取りや現場を訪れての調査を実施した。この調査において、考古学的な遺跡の保存を目的とした制度及び保存と活用の現場から、日本の遺跡保存・活用との差異を見ることができた。

本稿では、この調査に基づいて日独の遺跡の保存と活用について比較考察する。

### 2. 日本における遺跡の保存・活用の問題

#### 2-1. 日本の遺跡の保存・活用施策

日本における遺跡活用の施策としては「風土記の丘」整備事業(1966年度～1994年度)や「歴史の道」整備事業(1978年度～)、「ふるさと歴史の広場」事業(1989年度～)、「歴史ロマン再生事業(1997年度～)といった文化庁(前身の文化財保護委員会時代を含む)による一連の諸事業がある。これらの諸事業は個別の遺跡の保存をより広義に捉え、遺跡の復元を含めた積極的な環境整備が行われている。

また、個々の遺跡における復元としては、奈良国立文化財研究所(現独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所)による特別史跡平城宮跡の事例があり、各地方公共団体においても百済寺跡、多賀城跡、一乗谷朝倉氏遺跡、太宰府跡等の復元・整備が行われている。これらの遺跡において取られている復元整備は様々であるが、安原啓示は「史跡の保全手法」として以下の6つに分類している<sup>1)</sup>。なお、以下の手法の説明は筆者が安原の原文を要約したものである。

#### a. 遺構表示的整備手法

遺構を保存のために地下に埋め、その直上で遺構の規模を表示する。土に掘り込まれた遺構で、地表ではそのまま保存できない場合に用いられる。

### b. 遺構復元的整備手法

地下に埋めて保存する点はaと同じであるが、規模の表示をより積極的かつ正確に行う。

### c. 遺構露出展示手法(覆い屋方式を含む)

「露出したままで遺存してきたもの」と「発掘調査によって新たに出現してきたもの」に分ける。前者は一定の修理や補強で露出展示が可能な場合が多いが、後者は土中での劣化が進んでいる場合が多く、覆い屋で保護して展示されることが多い。

### d. 復原整備手法

失われた構築物を原形に復原する。地上の建造物の復原の場合が多い。

### e. 造園的整備手法

樹木や草本を用いて遺跡の時代の雰囲気を出したり、園路や広場によって史跡内の見学や憩いに便利のように全体を統一的に整備する。

### f. 維持管理的整備手法(暫定的整備手法)

維持管理の手法として主に草刈りによる。草刈りを一定程度続けることで、低い樹木で史跡地を覆うようにする。単一の種類の芝生地より人の目を楽しませるとともに、歴史を追想する場とし、地下遺構を守っている土に対しても生態的に良い。

このように、日本の遺跡の性質に適したさまざまな手法が開発されたが、遺跡の復元(再建)という点について国際的な観点から日本の方法論に疑問を呈された部分がある。それを次節で述べる。

## 2-2. 国際的な枠組みの中における日本の遺跡についてのオーセンティシティの問題

日本は、遺跡の復元(再建)を前述したような復元手法を用いて独自に進めてきた。しかし、日本の1992年の世界遺産条約加盟により、遺跡の復元に関しても国際的な観点を意識して対処せざるをえない問題がおきている。それは、1966年につくられたヴェニス憲章における復元方法に見られる西洋的価値観との摩擦である。ヴェニス憲章は、ユネスコを中心とした文化財保護の分野における憲法ともいえるべき地位を占めている。この憲章の中で、遺跡の復元について「廃墟はそのまま維持し、…復原工事は一切理屈ぬきに排除され、アナスタイローシス(現地に残っているバラバラになった部材を組み立てること)だけは許される」ということになっている(第15条)。このことを日本の遺跡の状況にあてはめてみると、多くの建築材料が土壌で分解され、遺存することが少ない日本ではアナスタイローシスはほとんど不可能である。その後、考古学遺産におけるヴェニス憲章ともいえるべき「ローザンヌ憲章(考古学遺産の管理・運営に関する国際憲章)」が1990年に作成されている。ここではヴェニス憲章で全面的に否定していた再建(Reconstruction)を「実験的な研究」と「解釈」の2つの重要な機能を果たすものとして認め、遺跡の直上で行われるべきではない(第7条)が、再建はするべきであるとしている。この点は、復元(再建)は一つの解釈を示すという点で、日本の復元(再建)の哲学を裏付けるものになる。後段で、ドイツではヴェニス憲章をはじめとした遺跡の復元(再建)哲学は実践されているかどうか検討する。

### 3. 保存の実例

さきに述べたように、日本はさまざまな独自の手法を開発しつつ、遺跡の復元を行ってきた。その一方で、ヴェニス憲章やローザンヌ憲章といったヨーロッパ的な文化財の復元（再建）の思想に触れ、日本の遺跡保存のあるべき姿について改めて考えなければならない部分もあった。このことについて、ドイツで調査した事例に基づいて考察することとする。

ここで取り上げる地点を地図に示す（図1）。

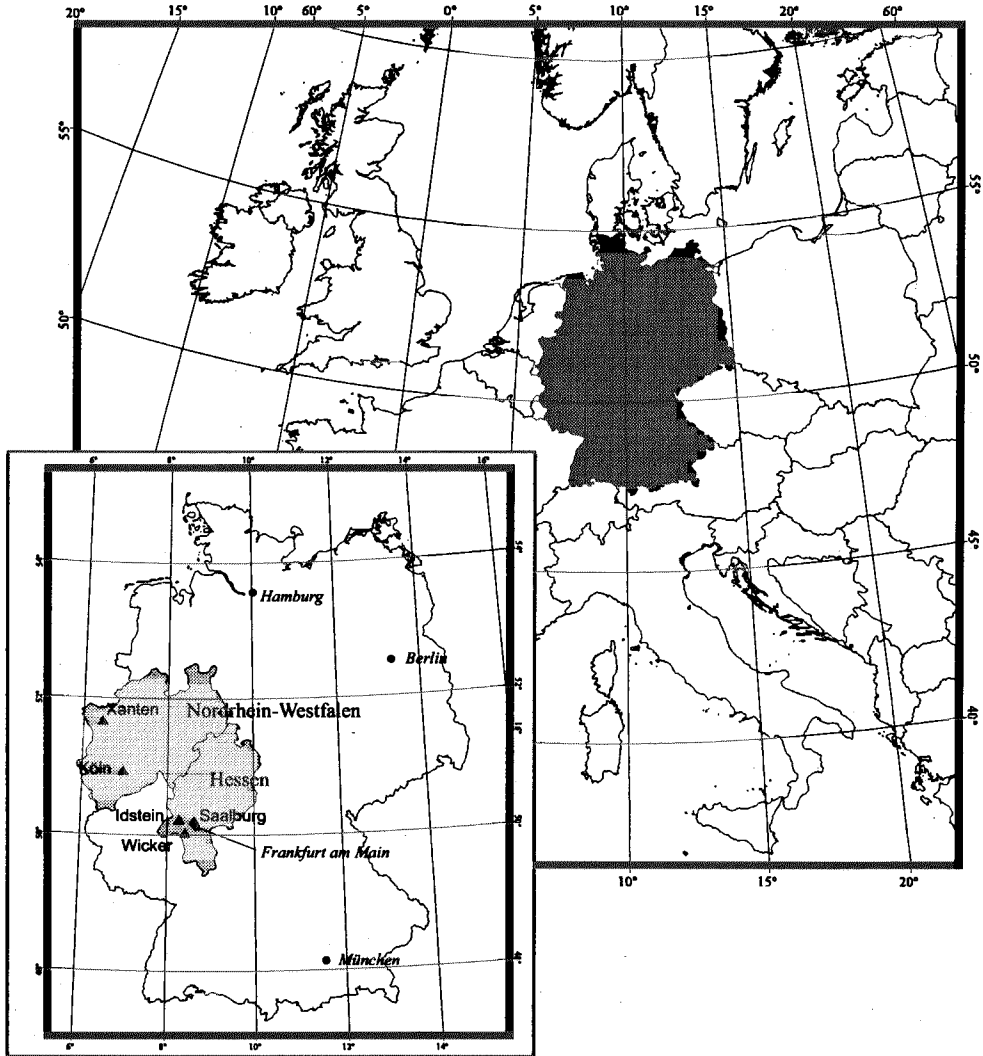


図1 調査地点

#### 3-1. ケルン市:地山から切り離された遺構

ノルトラインヴェストファーレン州にあるケルン市（Köln）の歴史はローマ時代にさかのぼり、そのため、市内の至る所に遺跡が存在する。公的な機関による遺跡の発掘調査は1870年代

から行われており、現在、ローマゲルマン博物館（Römisch-Germanisches Museum）がケルン市の考古学的な展示・調査・研究機関として機能している。ケルン市の場合は市の博物館が遺跡の保存に対して比較的大きな権限を持っているといえる。たとえば、開発に伴って出土した全ての考古遺物は開発者に紛失防止の義務があるが、遺構については全てを保存する義務はない。しかし、保存の価値がある遺構でかつ保存が可能である場合、博物館の担当者が開発者と協議することが、開発に先立って結ばれる博物館との契約条項に定められる。発掘調査は遺跡の保存を目的とすることが法律にも規定されており、保存のためにできるだけだけの努力が払われる<sup>2)</sup>。このことは、保険会社ビルの地下駐車場で見つかった城壁を工事中に一旦別の場所に移動し、工事終了後に元の位置に戻している例に現れている。この場合、遺構は原位置に存在するものの、実際には土地から全く切り離された状態である（写真1）。これなどは安原の分類からすればc.遺構露出展示手法にあたるのであろうが、一旦切り離してまた原位置に戻すという点は日本の遺跡復元の考え方に当てはめると遺跡の破壊であるとの解釈も可能である。このような保存方法は教会の地下など、ほかにも見られた。



写真1 地下駐車場の城壁遺構

### 3-2. クサンテン考古学公園:大胆な想像復元・プランの植栽による表示

ノルトラインヴェストファーレン州のクサンテン（Xanten）は、ローマ時代の植民都市であるコロニア・ウルピア・トラיאナ（Colonia Ulpia Traiana）にあたり、クサンテン考古学公園（Archäologischer Park Xanten）においてこの植民都市の城壁や円形競技場、神殿などの遺構を保存・復元している<sup>3)</sup>。ここでは、わずかに出土した石柱や土台の破片から、遺構の覆い屋の上に神殿を再建している例を示す（写真2-1）。ここでは神殿の遺構の上に基壇をかたどった覆い屋をかけ、その上に神殿の一部を再建している。この神殿の再建は全て新材を使って行われた。実際に発見された建築材はごくわずかなものであり、再建された部位が全て出土したわけではない。覆い屋の下の遺構（写真2-2）は、再建された神殿の基礎によって一部破壊され、またコンクリートの成分が溶け出すことによる遺構の汚損も見られた。

この神殿の再建は根拠のない復元であって、ヴェニス憲章では禁じられたものであるといえ



写真2-1 「復元」された神殿



写真2-2 神殿床下の遺構

るが、ローザンヌ憲章でいう「再建は考古学的遺跡の直上で行われるべきではなく、再建であると思われるようにすべきである」ということを忠実に実行したとも考えられる。ただ、本中が言うように<sup>4)</sup>、上部構造が失われた遺跡のオーセンティシティは「地下の遺構部分」にあるとするのならば、遺構直上に神殿を再建するために設置された基礎によって破壊されていることは問題である。

一方、この神殿の復元以外では、出土した遺構のプランを植栽によって再現するとともに、近くに木造のやぐらを設置し、高所から観察できるような工夫がなされている(写真2-3)。これはe.造園の整備手法にあたる。この例は日本の平城宮跡にも見られ、人々の訪れる場としては快適な印象を与えている。



写真2-3 植栽で示した遺構プラン

### 3-3. ザールブルグ博物館:100年前の復元活用

ヘッセン州にあるザールブルグ (Saalburg) は、ローマ時代の紀元1世紀にはすでに砦が築かれていた場所である。この遺跡では、19世紀末から発掘調査が実施されていた。砦の復元は、幼い頃からこの場所に親しみ、考古学に強い興味を持っていたドイツ皇帝ヴィルヘルム2世によって1897年に着手され、現在では復元された砦はザールブルグ博物館/ザールブルグ砦 (Saalburgmuseum / Saalburg-Kastell) として、遺跡から出土した遺物の展示や、普及活動に用いられている<sup>5)</sup> (写真3)。

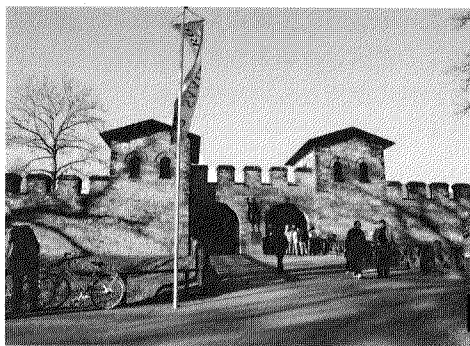


写真3 ザールブルク博物館

この再建はヴェニス憲章ができる数十年前に行われており、その意味で現代的な再建に関する考え方が深められる以前の事例である。むしろ、100年前の再建で、いわば遺跡の復元活用のさきがけであるので、現在ではこの復元された建造物も含めた遺跡全体に歴史的価値が存在していると言える。

### 3-4. ラインマイン地域公園:産業考古学遺構の保存

ヘッセン州のラインマイン地域公園 (Regionalpark Rheinmain) は、大都市フランクフルトに近く、開発圧力も比較的強い地域である。この状況に鑑み、都市住民に自然に親しむ機会を与えるために、1994年に地域公園が設定された<sup>6)</sup>。

ここでは、ヴィッカー (Wicker) という集落において、石灰を焼成していた窯跡に覆い屋をかけて保存している例を示す(写真4-1)。当初、覆い屋のみの機能を考えていたが、トラスの高さが2メートルであったところから、遺構を上部から観察できるような通路の設置が発案されたとのことである<sup>7)</sup>。観察通路からは窯跡の内部構造を観察することができ、この遺跡の理解を助けている。しかし、地下の遺構の有無を確認することなく、鉄骨による補強が行われている。また、遺構周囲にはレンガが散布されているが、これは美的効果を狙ったものであり、

その場でレンガが使用されていたことを示してはいない。この遺跡の場合、c. 遺構露出展示手法だが、ここでもクサンテン同様地下の遺構の破壊の問題がある。更にレンガの散布もここでレンガが焼成されていたかのような誤解を生む余地がある（写真4-2）。



写真4-1 窯址遺構全景

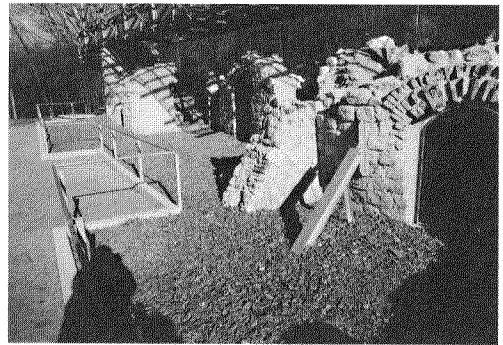


写真4-2 鉄骨とレンガ

### 3-5. イドシュタイン市:位置のみの「保存」

ヘッセン州にあるイドシュタイン (Idstein) 市は歴史的建造物を利用した町おこしが盛んで、建造物の改変や新築に際しては景観への配慮が義務付けられている地域である。ここで広場の再開発として地下駐車場の建設が行われたとき、中世の城壁遺構が出土した。しかし、議論の末に城壁は破壊され、城壁に沿って並べられた地上の敷石と解説のプレートだけが、かつてその場所に城壁が存在したことを示している（写真5-1, 5-2）。広場の景観の保護を優先したために地下に駐車場を造らざるを得ず、結果的に地下の遺構は破壊された例である。この点は景観の保護と遺跡の保護を両立できなかった文化財保護の摩擦ともいえるべきものであろう。ただし日本であれば、城壁は保存されていたと思える事例である。



写真5-1 駐車場全景



写真5-2 遺構の位置を示す敷石

## 4. 展望 — 日本の考古学的遺跡憲章作成への考察

本稿では、ドイツにおける遺跡の保存、特にその復元（再建）の事例を紹介した。今回のドイツ調査の目的はヴェニス憲章とローザンヌ憲章がドイツにおいていかに実践されているかを検証することにあつた。この点ではドイツでの遺跡の復元（再建）もまた試行錯誤をしながら進めている状況であることが理解できた。しかし、ドイツの例と比べてみると、日本の遺跡の復元は元来の構造物が木材など植物質の建築材料によるものであり、上部構造が残存していな

い遺跡がほとんどであるという制約があることから、それらを考慮すれば妥当であると考えられる。

このことから、西洋諸国とは異なる日本独自の考古学的遺跡の復元（再建）の考え方は、国内外へ広く発信するべきである。日本の遺跡のオーセンティシティは本中が述べているように「地下に存在する遺構」そのものにある。少なくとも遺跡の直上の状態が保護されるようにするのが日本のあり方であろう。例えば、クサンテンではローマ時代の遺跡の上に分かりやすい復元をしていることは評価できるが、再建された構造物を支える柱が直下の遺構を切っており、日本の遺跡のオーセンティシティ—「地下に存在する遺構」の保護—からすると破壊であると解釈できる。再建は遺跡の現代的な意味づけではあるが、遺構自体の価値を後世に残すことに留意すると、この点は一層考える必要がある。

#### 注

本文では「復元」という用語で統一した。ただし、史跡の保全手法の分類については安原の用語に従い、「復原」の語を用いた。

本文中、ヴェニス憲章とローザンヌ憲章の訳文は『文化遺産保護憲章 研究・検討 報告書』（日本イコモス国内委員会 憲章小委員会 1999年）を使用している。

#### 参考文献等

- 1) 安原啓示:8.3 史跡の保全計画, 新建築学体系, 50 歴史的建造物の保存, 彰国社, 461-473(1999)
- 2) ローマゲルマン博物館のシュピーゲル氏(Elizabeth Maria Spiegel)らへのインタビュー(2002.1.31)
- 3) Landschaftsverband Rheinland: Archäologischer park Xanten / Regionalmuseum Xanten Mit dem Mausclick in die Römerzeit, Kultur im Rheinland Kultur und Umwelt, 42-45(2001)
- 4) 本中眞:「野外復元」とは何か, 野外復元 日本の歴史, 新人物往来社, 8-14(1998)
- 5) ザールブルグ博物館ウェブサイト, <http://www.saalburgmuseum.de/>
- 6) ラインマイン地域公園ウェブサイト, <http://www.regionalpark-rheinmain.de/>
- 7) 整備を担当したホルスト・トーマス氏(Horst Thomas)へのインタビュー(2002.2.4)

キーワード: ドイツ(Germany); 遺跡(archaeological site); 活用(utilization); 復元(reconstruction);  
 オーセンティシティ(authenticity); アナスタイローシス(anastylosis);  
 ヴェニス憲章(Venice Charter); ローザンヌ憲章(Lausanne Charter)

# Conservation and Utilization of Archaeological Heritage in Germany

- Cases of Conservation and Utilization of Archaeological Sites in Europe -

Satoshi INOUE\* and Yoko FUTAGAMI

In January 2002, the authors conducted on-site investigation of the public system for the protection of cultural property in Land Nordrhein-Westfalen and Land Hessen in Germany. From this investigation, we could identify the differences in the concepts on preserving archaeological sites between Japan and Germany. This paper focuses on the conservation and utilization of archaeological sites in the two countries.

In the context of the conservation of archaeological sites, there are two important international charters, Venice Charter and Lausanne Charter. In Article 15 of Venice Charter, it is said that "all reconstruction work should however be ruled out 'a priori'. Only anastylosis, that is to say, the reassembling of existing but dismembered parts can be permitted. The material used for integration should always be recognizable and its use should be the least that will ensure the conservation of a monument and the reinstatement of its form." Lausanne Charter, in contrast, considers reconstruction as tools of experimental research and interpretation. As for the practice of these two charters for the conservation of archaeological sites, we found that in Germany they have reconstructed archaeological sites with trial and error, as in Japan. In Xanten, for example, reconstructing shrine structure on the exact site is effective for presentation. But the pillars of the reconstructed structure were built upon the remains and we cannot stop but consider it as destruction of the site. In Japan, authenticity of archaeological site lies in the site itself that exists underground. From the Japanese viewpoint, the example of Xanten is very problematic. Our authenticity comes from restricted condition; that is, since most of the architectural materials in Japan are wood and very easy to decay, "anastylosis" is almost impossible. We must, thus, inform other people about the Japanese authenticity of archaeological sites for the better protection of the sites.

---

\* St. Andrew's University in Osaka, Japan